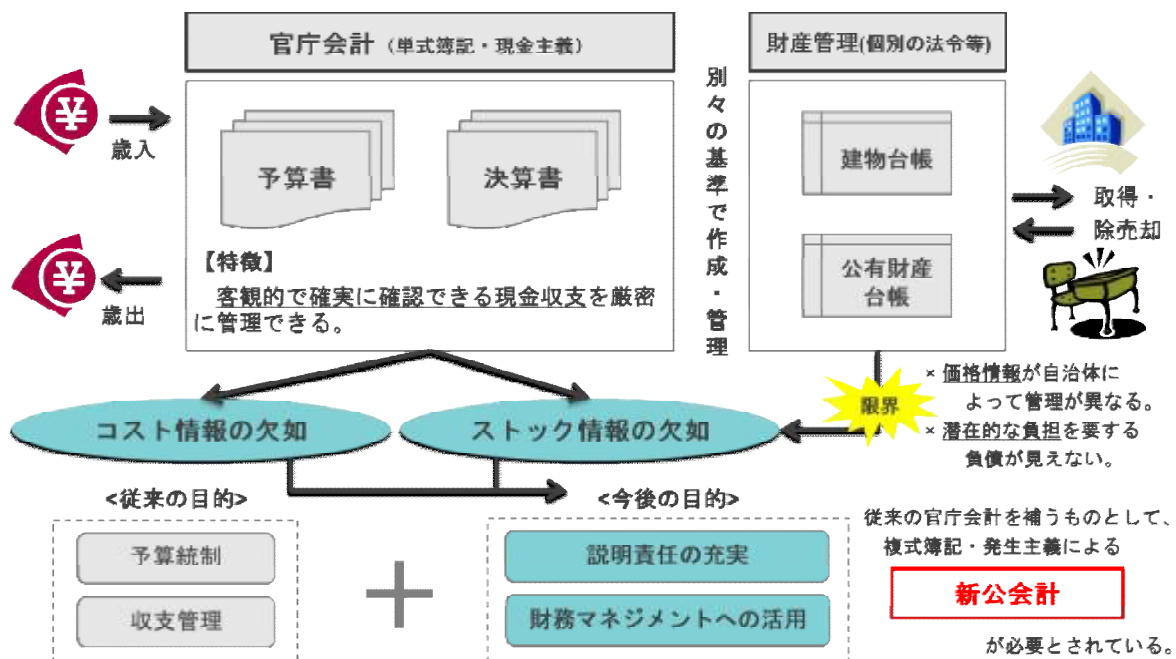


1. これまでの官庁会計の課題

現在、地方自治体の会計制度は「単式簿記・現金主義会計」が採用されており、取引を『現金』という1つの側面で捉えることから、現金収支を厳密に管理できるという点で公的機関の会計制度に適していると言われています。

しかし、その一方で資産をどの程度保有し、負債をどの程度返済しなければならないかなどの『ストック情報』を全体的に把握することができませんでした。また、現金収支のみで取引を捉えることから、資産の取得時に一度に財政負担されてしまい、建物などの使用・経年劣化することで減少する資産価値（減価償却費）などの非現金コストの情報が得られず、『コスト情報』も十分ではありませんでした。

そこで、民間企業で採用される「複式簿記・発生主義会計」を地方自治体でも取り入れ、各年度の税収や事務事業に係るコストから運用状況を把握し、また、保有している資産及び負債の金額から財政状態を把握することで、各自治体の『現状』を住民・議会に対し正確に情報開示をすることが可能となります。さらに、こうした情報を活用し、将来の自治体の財務マネジメント（経営）に生かすことも可能となります。



2. 複式簿記・発生主義会計とは

複式簿記・発生主義による新公会計を導入するに当たり、正確な財務諸表の作成と財務諸表を活用した事業評価等を行うには、各課の担当者が行う日々の財務会計処理が重要になります。10月8日～20日に開催しました「新公会計制度・複式簿記基礎研修会」でも説明がありましたが、一つひとつの仕訳の積み重ねが市全体の財務諸表の基礎となります。

①簿記の基礎知識

Ⅰ 複式簿記とは

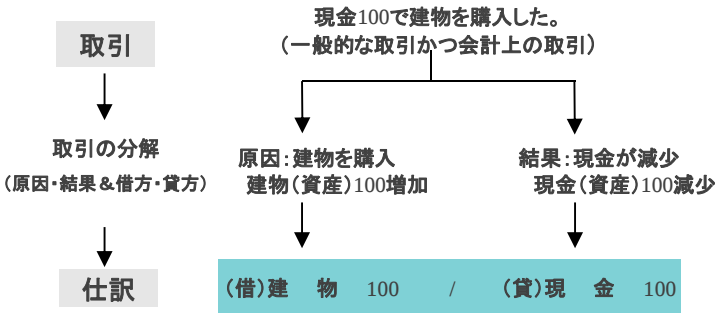
複式簿記とは、現金の収受、債権の発生及び回収、債務の発生及び支払、役務の提供及び享受等の事業活動から生じる様々な取引を二面的に捉えて、2つの側面（原因と結果）から記録し、計算する簿記の方式をいいます。

この2つの側面を借方（左側）と貸方（右側）に勘定科目と金額を記した『仕訳』という形で記録します。

Ⅱ 仕訳の方法

実際の事務処理においては、従来の官庁会計方式での財務会計処理と併せて複式簿記の会計処理を行うことを想定しています。東京都では、従来の官庁会計の財務会計処理時に複式簿記特有の項目を選択することで、従来の財務会計処理と新公会計の会計処理を同時に行うことができるシステムを導入しており、本市においても、実務担当者の事務負担を減らし、作業の誤りを減らすため、同様のシステムの仕様を検討しているところです。

【仕訳例ー施設（建物）を取得した場合】



※仕訳の具体例については次号以降でもお伝えします。

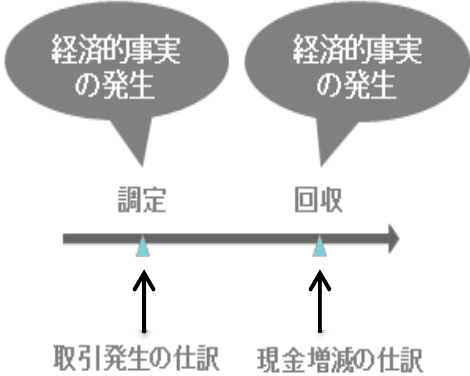
【仕訳の法則】

仕訳を作成する際、借方と貸方のいずれに記載するかは次の「仕訳の法則」に従って行います。

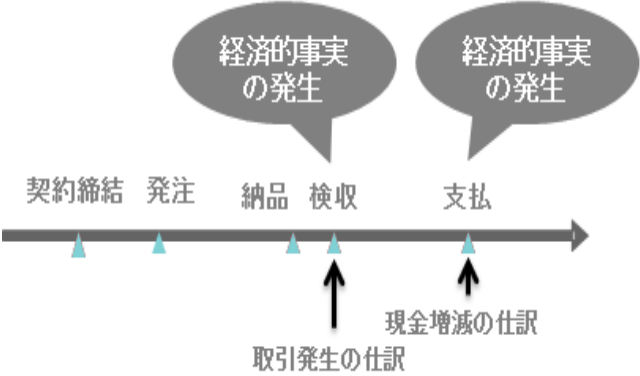
	借方(左側)に書く	貸方(右側)に書く
資産	資産の増加	資産の減少
負債	負債の減少	負債の増加
正味財産	正味財産の減少	正味財産の増加
収益	収益の取り消し	収益の発生
費用	費用の発生	費用の取り消し

【仕訳のタイミング】

(収入の場合)



(費用の場合)



②発生主義の基礎知識

Ⅰ 発生主義とは

新公会計では、現金の入金時・支払時ではなく、役務提供や納品等の事実が発生した時に費用及び収益を計上します。この考え方を発生主義といいます。

Ⅱ 民間で発生主義会計が必要となった背景

従前、民間企業においても官庁会計と同様に、現金主義で会計が行われてきました。具体的には、現金と商品を直接物々交換で取引を行ってきた、ということです。その後、取引の当事者同士の信用に基づいて、「ツケ払い」が日常的に行われるようになったことで、『取引が行われた時点』と『現金のやり取りを行う時点』に開き（例：翌月払い）が出るようになりました。そのため、従来の現金主義で会計を行う場合、財務上、現金のやり取りが行われるまで、何ら処理が行われなくなっていました。

そこで、『取引が行われた時点』には建物の増加などの取引発生を、『現金のやり取りを行う時点』には現金を増減させる仕訳を計上することで、タイムリーに取引毎の事実を会計上も把握することができるようになりました。

つまり、「いつ支出したのか」ではなく「いつ活動したのか」に重点を置くことにより、地方自治体の運営状況をより正しく把握することが可能になります。

3. 今後の予定

時期	内容
平成26年11月	固定資産の評価方針検討
平成27年1月～2月	担当者向け複式簿記実務研修会
平成27年2月～3月	担当者向けシステム操作研修会